

平成29年労第78号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社（以下「事業場」という。）に雇用され、販売員として就労していた。
- 2 請求人は、療養の費用請求書の記載によると、平成〇年〇月〇日、当日の業務を終え帰宅する途中、C駅付近の踏切で転倒し、負傷した（以下「本件災害」という。）とされている。また、同療養の費用請求書によると、請求人は、その後、平成〇年〇月〇日、D接骨院に受診し、「頸部捻挫、左上腕部打撲、腰部捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 請求人は、本件傷病は通勤によるものであるとして、監督署長に療養給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病と本件災害の間に因果関係が認められず、本件傷病は通勤によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が通勤によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の本件災害発生日に関する申述は、療養給付の請求、審査請求、そして、本件再審査請求に至る過程において、数次にわたり変遷しているところ、請求人の本件災害日に関する申述について整理すると以下のとおりである。

請求人からの聴取日など	請求人の申述する本件災害発生日
平成〇年〇月〇日付け初診受付アンケート	平成〇年〇月〇日
平成〇年〇月〇日付け療養の費用請求書	平成〇年〇月〇日
平成〇年〇月〇日付け療養の費用請求書の裏面	平成〇年〇月〇日 (〇時〇分)
平成〇年〇月〇日付け電話聴取書(労働基準監督署担当官による聴取)	平成〇年〇月〇日
平成〇年〇月〇日付け審査請求書	平成〇年〇月〇日
平成〇年〇月〇日付け聴取書(審査官による聴取)	平成〇年〇月〇日
平成〇年〇月〇日付け書面	平成〇年〇月〇日

平成○年○月○日付け書面	平成○年○月○日 (○時○分)
平成○年○月○日付け書面及び同月○日日本件公開審理	平成○年○月○日

(2) 上記(1)の表のとおり、本件災害発生日は、「平成○年○月○日」、「平成○年○月○日」、「平成○年○月○日」の3つの場合が想定される。

しかしながら、平成○年○月○日に、労働基準監督署担当官が、請求人に対し、「負傷日が平成○年○月○日でD接骨院に行っているのが約○年後の平成○年○月○日ですが、負傷日は平成○年○月○日で間違いないでしょうか。」と、特に本件災害発生日の確認をすることを目的とする聴取を行ったところ、請求人は、「平成○年○月○日の負傷日を書いて会社に証明をいただいているので、間違いはないと思います。」と明確に回答していることに加え、一件記録を精査するも、平成○年○月○日以外の日（平成○年○月○日及び同月○日の両日）については、本件災害発生日であることを客観的かつ的確に裏付ける資料は見当たらない。

よって、当審査会としては、本件災害発生日は、「平成○年○月○日」であると認めるのが相当であると判断するところ、同日が本件災害発生日であれば、初診までに○年間もの空白期間があり、本件傷病とB接骨院における施術との関連は認められないものというべきである。

(3) ところで、請求人は、本件公開審理において、「平成○年○月○日」に本件災害により本件傷病を被り、平成○年○月時点においても、なお治療を継続していたことから、療養給付の支給がなされるべきである旨主張し、業務で使用していた手帳の「平成○年○月○日」の箇所に「ケガ」との記載があることにより同主張の事実が裏付けられる旨陳述している。

しかしながら、①同手帳には、業務上のスケジュールの記載がほとんどないこと、及び、②「平成○年○月○日」に「ケガ」と記載された箇所以外に、その後の受診経過などの記載が一切ないことに照らせば、同日の「ケガ」との記載が、本件災害発生当時にされたものであるかについては多大な疑念を抱かざるを得ない。

また、③請求人の本件公開審理における申述からは、本件災害が大きな外傷を被るような転倒であったとまではいえず、現に、請求人は、平成○年○月○

日及び同月〇日と通常勤務し、同月〇日の「法定休日」（事業場の定める休日）を経て、同月〇日の午後〇時頃に至り、初めてD接骨院で施術を受けたものであり、この点からも、請求人の受傷は軽微なものであったと推認されること、④請求人は、同接骨院での治療以外に、整形外科病院等の受診はなく、医師から同接骨院において治療を受けるように指示を受けていたことを裏付ける資料も存在しないこと、⑤請求人は、同接骨院において、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの〇年間に約〇回にも及ぶ電気治療と手技療法による施術を受け、頸部捻挫は平成〇年〇月〇日まで、右上腕部打撲は平成〇年〇月〇日まで、腰部捻挫は同年〇月〇日まで施術を受けているが、かかる長期間に及ぶ施術は、軽微な受傷に対する治療として考え難いことなどが明らかである。

以上の諸点を総合的に勘案すると、請求人の同接骨院での平成〇年〇月〇日以降の施術は、本件災害による受傷のためのものであったと認めることはできない。

したがって、本件災害発生日が平成〇年〇月〇日であることを裏付けるに足りる客観的かつ的確な資料はないというべきであるし、仮に本件災害発生日が同日であったとしても、本件療養給付請求は本件災害による負傷のためのものであるとは認められないことに照らし、療養給付の支給がされるべきであるとの請求人の主張は採用することができないものである。

3 結 論

以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のおり裁決する。